

【賃金改善に関する要求事項】

番号	4（１）
項目	賃金に成績主義を反映させないこと。
（回答） 評価結果の勤勉手当への成績率の反映につきましては、これまでも勤務実績のよりの確な反映のために、平成１９年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施してまいりました。 平成３０年度より実施しております人事評価結果の勤勉手当への反映につきましては、平成２９年度の権限移譲にかかる教職員の人事給与制度の交渉におきまして、お示しさせていただいたとおりです。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当

番号	4 (2)
項目	月例給について、公民格差を解消するため、全職員の給料表を引き上げること。
(回答) 10月4日の本市人事委員会からの勧告内容を踏まえ、給料表の改定等について、本市全体で検討しているところであり、別途、お示ししてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当

番号	4（3）
項目	同一職務内容でありながら賃金に格差を設ける主務教諭制度を廃止すること。
（回答） 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職につきましては、本市が抱える、管理職希望者数の減少といった喫緊の課題の解消を図るため、また教員の人材育成に資するため、平成30年4月より教諭と首席・指導教諭の間に設置しております。 教員のキャリアパスを新たに構築することで、がんばっている教員がよりがんばれるような、意義のある制度となるよう、引き続き運用してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4（4）
項目	教育職給料表において特2級を廃止すること。
（回答） 学校における教育課題が多様かつ複雑化する中で、学校運営組織については、組織的で機動的な体制の構築が求められるとともに、教職員一人ひとりについては、学習指導をはじめ生徒指導など児童・生徒を指導していく教育の専門職としての能力・指導力の向上が求められていることを踏まえ、これらに対応する責任体制を整備する必要性から、新たな職として、学校に校務の要となる「首席」を、教職員の指導力の向上に当たる「指導教諭」を平成19年度より配置してまいりました。 首席及び指導教諭につきましては、その職務の特性を鑑み、教育職給料表の2級と3級との間に新たに特2級を創設し、首席及び指導教諭に適用することといたしました。 今後とも、国や他都市、大阪府の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4（5）
項目	労働基準法通り時間外手当を支給すること。また支給率は135/100を下限とすること。
（回答） 時間外勤務手当につきましては、適切な時間外命令に基づく時間外勤務に対して、適正な時間外勤務手当を支給しているところです。 また、教員に対して時間外勤務手当を支給することについては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、困難でございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（6）
項目	諸手当について、支給率・額・基準等を改善すること。
（回答） ご要求いただきました内容につきましては、本市の「職員の給与に関する条例」に基づき、支給したいと考えております。 今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（7）
項目	育児休業中の賃金を保障すること。
（回答） ご要求いただきました育児休業中の賃金を保障することにつきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、困難でございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（8）①
項目	教育職の賃金を2級に格付けすること。
(回答) 講師に適用される給料表につきましては、1級としているところでございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（8）②
項目	最高号給の頭打ちをなくすこと。
（回答） 臨時的任用職員を採用する場合は、採用前の経歴も踏まえ、号給決定をしているところ でございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（8）③
項目	待機期間が生じた場合は、待機手当を支給すること。
（回答） 待機期間に対する待機手当の支給については、「地方自治法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、ご要求に応じることは困難でございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（9）
項目	再任用職員の賃金について、退職時の賃金の75%以上を支給すること。
（回答） 再任用職員の給与につきましては、平成30年度に人事院において、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について」意見の申出がなされ、その後、令和元年6月には公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討するという内容での「経済財政運営と改革の基本方針2019」が閣議決定されているところです。今後とも引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (10) ①
項目	非常勤講師の賃金を在校時間に応じて支給すること。また、時間給 3 4 3 0 円を支給すること。
(回答) 非常勤講師の報酬につきましては、令和 2 年 4 月からの会計年度任用職員への移行に伴い、授業 1 時間（付随する準備及び評価の時間を含む。）あたり 2,860 円とする予定です。 なお、当年度 6 月以上の任用がある非常勤講師（週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の者を除く。）につきましては、会計年度任用職員への移行に伴い、期末手当の支給対象とする予定です。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ②
項目	非常勤職員の雇用を保障し、常勤職員に準じた賃金を支給すること。
(回答) 非常勤職員につきましては、個々の状況に応じて必要な期間について任用しております。引き続き、雇用が確保できるよう適切な対応に努めて参りたいと考えております。 なお、令和 2 年 4 月からの会計年度任用職員への移行に伴い、正規職員との均衡を考慮し、原則、給料表に準じて報酬を決定する仕組みとする予定です。また、報酬に加えて、当年度 6 月以上の任用がある非常勤職員（週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の者を除く。）に期末手当を支給することとする予定です。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ③
項目	非常勤講師・非常勤職員に一時金・退職金を支給すること。
(回答) 令和 2 年 4 月からの会計年度任用職員への移行に伴い、当年度 6 月以上の任用がある非常勤講師・非常勤職員（週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の者を除く。）につきましては、期末手当の支給対象とする予定です。 退職手当の支給につきましては、会計年度任用職員への移行に伴い、フルタイムの会計年度任用職員についてのみ、支給対象とする予定です。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ④
項目	時間外労働については、時間外勤務手当を支給すること。
(回答) 令和 2 年 4 月からの会計年度任用職員への移行に伴い、非常勤講師・非常勤職員につきましても、時間外勤務手当相当額の支給対象とする予定です。 なお、非常勤講師には、授業時間（付随する準備及び評価の時間を含む。）を単位として勤務いただくこととしており、時間外勤務は原則として想定しておりません。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (11)
項目	管理職手当を廃止すること。
(回答) 管理職手当につきましては、管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務に係る困難性と高度の責任（職員の指揮・監督、担当業務の運営・管理等）について、本来給料表上の上位の格付けによって考慮されるのが原則であります。それだけでは十分に評価しきれない点もあり、給料と別の措置を取る必要性があることから、「職員の給与に関する条例」及び「職員の管理職手当に関する規則」に基づき、支給しているところでございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

【年末一時金に関する要求事項】

番号	(1)
項目	年末一時金の支給割合を引き上げること。
(回答) ご要求いただきました年末一時金の支給割合を引き上げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給したいと考えております。なお、今年度の期末勤勉手当の支給割合につきましては、別途ご回答させていただきます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当

番号	(2)
項目	一時金の役職段階別加算（傾斜配分）を廃止すること。
(回答) ご要求いただきました職務段階別加算を廃止することにつきましては、困難でございます。 給与負担等の権限移譲に伴う交渉において、期末・勤勉手当に係る職務段階別加算について、大阪市と同様の取扱いで運用させていただくと提案させていただいたとおりでございます。 今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当

番号	(3)
項目	勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
(回答) 賃金改善に関する要求事項4 (1) で回答させていただいたとおりでございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当

番号	(4)
項目	常勤講師の年末一時金は、前基準日の翌日から基準日までの在職・勤務期間に応じて支給すること。
(回答) ご要求の件につきましては、給与負担等の権限移譲に伴う交渉において、常勤講師の期末・勤勉手当における1日空け発令の在職期間の扱いなどにつきましては、本市の取扱いで運用させていただくと提案させていただいていたところです。 令和2年4月以降の取扱いにつきましては、令和元年7月16日にご提案させていただいたとおりでございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(5)
項目	臨時主事の一時金制度を復活させること。
(回答) 日額の臨時的任用職員につきましては令和2年4月以降、市全体で廃止となる旨、令和元年10月24日にご提案させていただいたところであり、その給与・勤務条件につきまして、別途、交渉の場を設けさせていただいているところでございます。 今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員・給与厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(6)
項目	全ての非常勤講師・非常勤職員等に年末一時金を支給すること。その支給額は、常勤の職員の一時金との均衡その他の事情を考慮して決定すること
(回答) 令和 2 年 4 月からの会計年度任用職員への移行に伴い、当年度 6 月以上の任用がある非常勤講師・非常勤職員（週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の者を除く。）につきましては、期末手当の支給対象とする予定です。なお、支給月数につきましては、正規職員と同様にする予定です。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(7)
項目	再任用職員の支給割合を引き上げること。
(回答) ご要求いただきました年末一時金の支給割合を引き上げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給いたしたいと考えております。なお、今年度の期末勤勉手当の支給割合につきましては、別途ご回答させていただきます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当